

指定介護機関に対する一般指導について

社会福祉課

1 生活保護2号相当者の取り扱いについて

(1) 介護保険の被保険者以外の者（2号相当者）とは

40歳以上65歳未満の医療保険未加入者で、特定疾病により要介護または要支援状態になった方は、2号相当者として、介護扶助の対象となります。

介護扶助と介護保険制度との関係性は、以下の表のとおりです。

	第1号被保険者	第2号被保険者	被保険者以外の者 (2号相当者)
被保険者の位置づけ	65歳以上の者すべて	40歳以上65歳未満の医療保険加入者	40歳以上65歳未満の医療保険未加入者 (生活保護被保護者は社保等に加入がなければ介護保険の被保険者となれない)
介護サービス	介護保険の被保険者として介護給付を受ける		介護保険の被保険者と同等の介護給付を受ける
介護扶助額	介護保険上の自己負担額（1割）を介護扶助として給付		サービス利用の全額（10割）を給付

(2) 2号相当者の障害福祉サービス利用

2号相当者については、介護扶助が10割適用となることから、生活保護の補足性の原理（他法優先）により、障害福祉サービスが介護扶助より優先されます。障害福祉サービスに利用できるサービスがなく、介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合においてのみ、介護扶助の適用が可能となりますのでご留意ください。

(3) 2号相当者の介護保険居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

「介護保険居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」について、2号相当者に関しては、届出義務はありませんが、提出を希望される場合は、前橋市福祉事務所（社会福祉課）へご提出ください。

また、「要介護・要支援認定等に係る個人情報提供申請書」についても、本人からの同意を得る必要はありません（「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」（平成13年3月29日社援保発第22号）。ケアプランの作成にあたり、要介護認定に係る調査内容や主治医意見書等の開示希望がある場合は、担当ケースワーカーに直接ご連絡ください。

2 生活保護受給者の福祉用具販売、住宅改修費について

被保護者の福祉用具購入費及び住宅改修費については、必要性が認められた場合に介護保険における自己負担分を介護扶助として支給します。

※ 基本的に受領委任のみとなります。

【福祉用具】

① 社会福祉課へ申請

○申請に必要な書類（※_____は介護保険支給申請にも必要）

- (a) 保護変更申請書
 - (b) 委任状
 - (c) 口座振替申出書
 - (d) 介護保険福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（写）
 - (e) (d) に添付する書類（写）
 - ・品物の内容、金額が確認できるパンフレット・カタログ等の写
 - ・見積書
 - (f) 請求内訳書（指定様式なし）
- ② 社会福祉課より被保護者へ購入許可
- ③ 購入確認ができ次第、代理人へ介護扶助分支給
- ④ 代理人が介護扶助で支給した分の領収書を添付の上、(d)～(e)を持参し介護保険課へ申請

【住宅改修】

① 社会福祉課へ申請

○申請に必要な書類（※_____は介護保険支給申請にも必要）

- (a) 保護変更申請書
 - (b) 委任状
 - (c) 口座振替申出書
 - (d) 介護保険住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（写）
 - (e) (d) に添付する書類（写）
 - ・住宅改修が必要な理由書
 - ・工事費見積書
 - ・改修前の写真
 - ・改修後の完成予定状態がわかるもの（図または写真）
 - ・ケアプラン（写）
 - ・住宅所有者の承諾書
 - (f) 工事費請求内訳書
- ② 介護保険課に (d)～(e) を申請（2号相当者は不要）
- ③ 介護保険課から着工許可（2号相当者は社会福祉課から着工許可）
- ④ 改修確認ができ次第、代理人に介護扶助分支給
- ⑤ 代理人等が完了届等を持参し介護保険課へ申請。完了届の写は社会福祉課にも提出

介護扶助の支給割合について

① 第1号及び第2号被保険者

自己負担分（1割分）を介護扶助で支給します。総額から9割分を算出（1円未満切り捨て）し、算出された額を総額から差し引いた額が支給額となります。

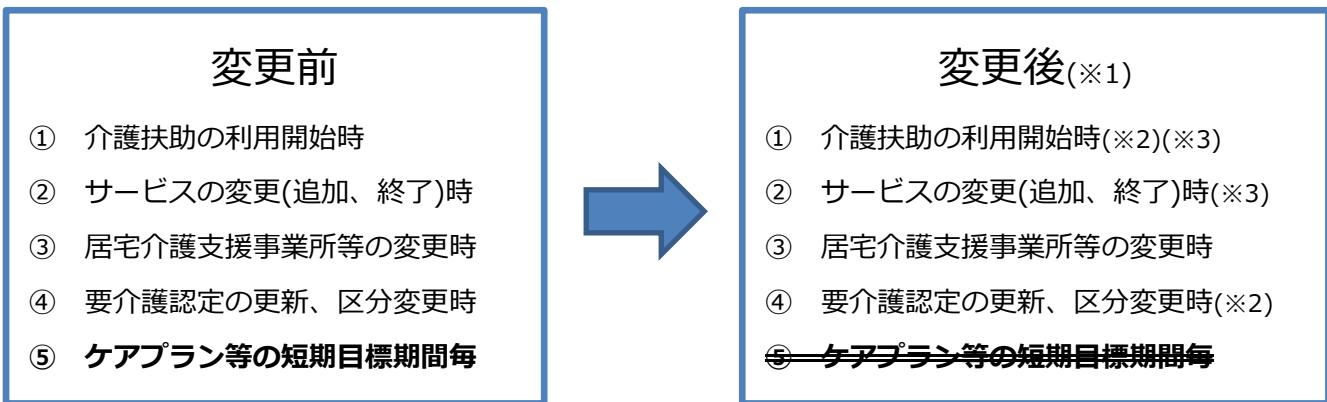
② 2号相当者

全額を介護扶助で支給します。

3 ケアプラン(居宅サービス計画書、別表及び利用票又は施設サービス計画書)等の提出に 係る運用変更について

令和5年12月1日から下記のとおり運用を変更しております。なお、この取扱いは前橋市での取扱いであり、前橋市以外にケアプラン等を提出される場合は、提出先の福祉事務所にて定められた運用に従いご提出をいただくようお願ひいたします。

ケアプラン等のご提出が必要となる場合について



※1 ケアプラン等を基に介護券の発券を行うため、表に当てはまる場合は、ケアプラン等の提出を必ずお願ひいたします。ケアプラン等をご提出いただいていない場合、正しい介護度での介護券が発券できず、請求が返戻される場合があるためご注意ください。

※2 ケアプラン等と併せて、介護保険証の提出をお願いいたします。

※3 特定施設入所者介護サービス費が適用となるサービスを利用している場合は、介護保険負担限度額認定証も併せてご提出ください。

4 その他介護扶助に係る取扱いの変更について

令和6年11月より、下記のとおり運用を変更しております。

- ①介護券を連名簿形式に変更（一括での印刷時）。
- ②介護券に記載される受給者番号を固定化※。
- ③居宅療養管理指導届出書をホームページに掲載。

※ 介護扶助の請求は介護券が発行されている方のみが可能となります。また、世帯分散等により受給者番号が変更となる場合があります。介護券が未発行の状態や受給者番号誤りでのご請求は、返戻の対象となりますのでご注意ください。

社会福祉課生活福祉係 医療・介護担当
電話 027-898-6147・6177（直通）